○国土交通省告示第三百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

トイグチ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号及び一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県静岡市葵区平野

字タジリ　一七六八番一　一七七七番一　二号

一七九一番一　三号

一七九一番一　地先道路敷　四号

一七八五番地先河川敷　五号

一七八四番一　地先河川敷　五十号

字タル下

一八二六番五二　地先河川敷　六号

一八二六番五二　七号、八号及び四十号から四十三号まで

一八二六番一　九号

一八二六番五　三十七号、三十八号及び四十号から四十三号まで

一八二六番六　三十九号

一八二六番五三　四十号

一八二六番五四　四十五号

字棚森島

一八二七番四　十号

一八二七番九　十一号から十四号まで及び三十三号

一八二七番八　十五号

一八二七番七　十六号

一八三七番六　十七号及び十八号

一八三七番四　十九号及び二十号

一八三七番一三　二十三号及び二十四号

一八三七番二　二十一号及び二十二号

一八三七番一七　二十八号から三十号まで

一八三七番一六　二十五号

一八五〇番一六　二十六号

一八五〇番一三　二十七号

一八二七番一〇　三十四号から三十六号まで

○国土交通省告示第三百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（昭和四十年建設省告示第三百六十五号で指定した山本川の土地の区域を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本町

方置山　一三五七番一二

一三五七番一五

一三五七番二一

大堀谷　一三六九番二

山本新町

四丁目　四〇〇番三

五丁目　五〇〇番五二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川第一支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（昭和四十年建設省告示第三百六十五号で指定した山本川の土地の区域を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本町

方置山　一三五七番二七

一三五七番二八

一三五七番三一

大堀谷　二五九五番二

二五九六番二

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中ノ村川2号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県三次市粟屋町字中之村

二二六一番一　一号

一三三二番　二号

一三三三番　三号

二二五七番　四号及び五号

一三三八番　六号

二二六四番　七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒折川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県廿日市市字横道地内三等三角点道迫を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二七度二五分四三秒　一二三九・九四五メートルの地点　一号

標柱一号から二八五度一四分五五秒　四五・九〇七メートルの地点　二号

標柱二号から二四八度四九分〇八秒　三五・六四七メートルの地点　三号

標柱三号から二〇〇度一九分二八秒　一〇〇・一一六メートルの地点　四号

標柱四号から二〇五度〇九分五六秒　一一〇・七三九メートルの地点　五号

標柱五号から二三八度四六分一八秒　一三八・八一〇メートルの地点　六号

標柱六号から三一九度五九分五七秒　二八・五三〇メートルの地点　七号

標柱七号から四八度三三分一三秒　一四七・六二一メートルの地点　八号

標柱八号から三四九度三六分三七秒　七九・〇六一メートルの地点　九号

標柱九号から三四度一〇分三九秒　一三一・八三七メートルの地点　十号

標柱十号から八八度五三分〇七秒　一〇〇・七六〇メートルの地点　十一号

標柱十一号から一三〇度五七分四九秒　四四・七六二メートルの地点　十二号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天地川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県安芸郡熊野町字中溝一八二七番地内電子基準点広島熊野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三五度五八分五八秒　六七九九・一一八メートルの地点　一号

標柱一号から三一度二〇分二八秒　七六・六一九メートルの地点　二号